○国土交通省告示第七百五十六号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十一条第三項の規定に基づき、建築基準法施行令第八十二条各号及び同令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件（平成十九年国土交通省告示第八百三十二号）の一部を次のように改正する。

令和三年六月三十日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十一条第三項の規定に基づき、同令第八十二条各号及び同令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準は、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項第一号ロ⑵の規定により国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分について当該構造であることを確かめることができるものとして国土交通大臣が指定した構造計算の基準（令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が指定したものに限る。）とする。	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十一条第三項の規定に基づき、同令第八十二条各号及び同令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準は、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項第一号ロ⑵の規定により国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分について当該構造であることを確かめることができるものとして国土交通大臣が指定した構造計算の基準とする。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に建築基準法施行規則第一条の三第一項第一号ロ⑵の規定による指定を受けている構造計算の基準は、この告示による改正後の平成十九年国土交通省告示第八百三十二号の規定による指定を受けた構造計算の基準とみなす。